

## 佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中央大通り沿線の将来像「佐賀の次世代（こどもたち）の成長とともにある中央大通り（シンボルロード）」の実現に向けて、土地利用方針に沿った機能配置を促していくため、中央大通り沿線において民間建築物を建築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築 事業地内で民間建築物を新築し、増築し、改築し、又は改修することをいう。
- (2) 新築建築物 事業地内で建築する民間建築物のことをいう。
- (3) 既存建築物 事業地内に存する建築物をいう。
- (4) 解体 既存建築物の解体工事をいう。
- (5) 統合 事業地内で行われる土地の所有権移転をいう。
- (6) 低未利用地 空き地、駐車場等の利用の程度が低い土地のことをいう。
- (7) トータルデザイン 佐賀市中央大通り再生計画（平成27年3月策定）に位置付けられた実践プログラムに基づき、中央大通りの道路空間や沿道建築物等に係る具体的な整備方針を定めた佐賀市中央大通りトータルデザイン（平成30年3月策定）をいう。
- (8) デザインガイドライン トータルデザインにおいて定めるデザインガイドライン（沿道建築物等）をいう。
- (9) 賑わい機能 商業機能、オフィス機能、教育機能、その他市民等の公共の福祉又は利便性の向上のために必要な都市機能として市長が認めるものをいう。

### (補助対象区域)

第3条 補助金交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、別表1のとおりとする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象区域において、別表2に掲げる要件を満たす民間建築物の建築を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とするもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 別表3に掲げる事業区分に応じて規定する補助対象者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の種類、算定方法等)

第6条 交付する補助金の種類、算定方法等は、別表3のとおりとする。

2 補助金の上限額は、別表4のとおりとする。

3 補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による認定申請は、別表3に掲げる補助金の種類のうち認定を受けようとする全ての事業区分について一括して行うものとする。

(補助事業の認定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条 前条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、事業区分ごとに補助事業に着手する前までに佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更する場合については、この限りでない。

- (1) 別表2に掲げる要件の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認める場合

(補助事業の変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定変更通知書(様式第5号)により認定者に通知するものとする。

(地位の承継)

第12条 譲渡、合併等の理由により、認定者の地位を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、この要綱に規定する権利義務を承継できるものとする。

2 前項の規定により承継を受けようとする者(以下「承継申請者」という。)は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定承継申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の承認)

第13条 市長は、前条の規定による承継申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定承継承認通知書(様式第7号)により承継申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 補助事業の認定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 補助事業の認定日の翌日から起算して5年を経過する日までに、民間建築物の建築が完了しないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定取消通知書(様式第8号)に

より認定者に通知するものとする。

(完了の届出)

第15条 認定者は、事業区分ごとに補助事業を完了後速やかに、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業完了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第16条 規則第3条に規定する交付申請書は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付申請書（様式第10号）とし、同条第3号に規定する書類は、別表5のとおりとする。

2 前項の規定による交付申請は、申請する補助金の種類に応じ、別表3に掲げる交付申請期限までに行わなければならない。

(決定の通知)

第17条 規則第6条第1項に規定する交付決定通知書及び規則第13条に規定する確定通知書は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第11号）とする。

(補助金の交付)

第18条 規則第14条第2項に規定する交付請求書は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付請求書（様式第12号）とする。

(報告又は調査)

第19条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、申請者及び認定者に対し、報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講じるよう指導することができるものとする。

(交付の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 民間建築物の建築が完了した日から起算して5年を経過する日までに、当該建築物を滅失させたとき。ただし、地震、火災等の補助事業者の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 規則第16条に規定する返還命令書は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金返還命令書(様式第14号)とする。

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第22条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

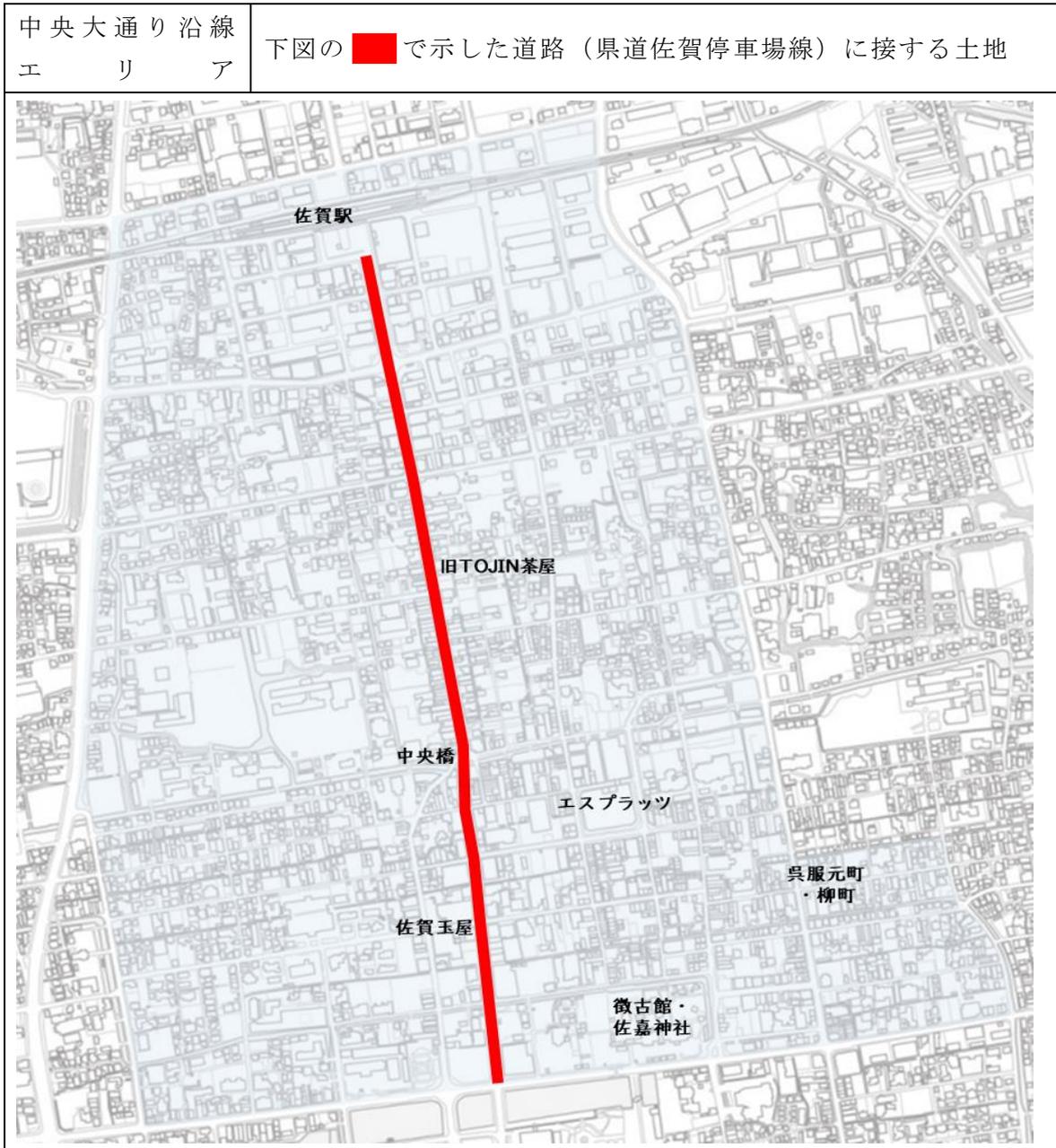
附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第8条の規定により認定を受けている補助事業については、改正後の要綱の規定により補助金の交付を受けるものとする。ただし、改正前の要綱第17条の規定により交付決定及び確定を施行期日以前に受けている場合は、この限りではない。

別表1 (第3条関係)



別表 2 (第 4 条関係)

区分	要件	内容
基本要件	用途	<p>新築建築物の低層階（少なくとも地上 1 階）が賑わい機能であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、賑わい機能としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間時間（午前 9 時後午後 6 時前の時間）における営業時間（営業時間に類するものを含む。）が 3 時間未満のもの</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業を営むもの</li> </ul>
	規模	<p>新築建築物が地上 2 階建て以上であること。ただし、唐人一丁目北から中央橋までの沿線上の場合は、地上 1 階建ても可とする。</p>
	トータルデザインとの適合	<p>トータルデザインのデザインガイドラインに定める次の整備基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中央大通りから感受できる賑わいの創出」</li> <li>・「シンボルロードとして魅力ある街並み景観の創造」</li> <li>・「快適な歩行空間の創出」（改修事業の場合は、当該基準への適合は必須としない。）</li> </ul>
拡充要件	低未利用地活用	<p>令和 4 年 3 月 31 日以前から低未利用地であった土地において、民間建築物を建築すること。ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降に、耐震診断義務化建築物を解体して発生した低未利用地の場合は、当該要件を適用する。</p>
	集約化促進	<p>令和 4 年 3 月 31 日以前の用途が異なる 2 以上の土地を一体的に活用して、1 つの構えをなす民間建築物を建築すること。</p>
加算要件	子育て支援機能	<p>キッズスペース、授乳室の整備、ベビーベッド、おむつ交換台の設置等を行うこと。</p>
	滞留空間機能	<p>トータルデザインのデザインガイドラインに定める次の整備基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「憩いと交流が生まれる空間の創出」</li> </ul>
	防災機能	<p>止水板、蓄電池（定置型）、備蓄倉庫等の設置を行うこと。</p>

別表3（第5条、第6条、第7条及び第16条関係）

事業区分	補助対象者	補助金の種類	補助金額の算定方法		交付申請期限
建築	建築に要する経費を負担する者	建築	新築建築物に係る1年目の固定資産税の評価額×1.4%×5か年	※補助金の交付については、次のいずれかの交付方法を選択するものとする。 ・一括払（補助金額の総額を1年目に一括して交付） ・分割払（補助金額の総額を5年間に分割して年度ごとに交付）	【1年目】 新築建築物に係る固定資産税（1年目）が課税される年度の12月末日  【2～5年目】 各年度の12月末日
		低未利用地活用	新築建築物に係る1年目の固定資産税の評価額×1.4%×10か年		
		集約化促進	新築建築物に係る1年目の固定資産税の評価額×1.4%×10か年		
		子育て支援機能	対象機能の確保に要する経費		新築建築物に係る固定資産税（1年目）が課税される年度の12月末日
		滞留空間機能	対象機能の面積×10万円/m <sup>2</sup>		
		防災機能	対象機能の確保に要する経費		
解体	解体に要する経費を負担する者	建築物解体	既存建築物が存する土地面積×市長が別に定める額又は補助対象者が負担した解体工事費のいずれか低い額 ※既存建築物の存する土地において、新築建築物を建築する場合のみ対象とする。		解体完了日が属する暦年の12月末日
統合	統合する土地の譲渡に要する経費を負担する者	土地譲渡	土地譲渡に係る所得税、住民税、譲渡に要する経費 ※建築（集約化促進）を実施する場合かつ民間建築物の建築に着手する前までに土地を譲渡した場合のみ対象とする。		土地譲渡に係る住民税が課税される年度の12月末日

備考 補助事業が改修事業の場合は、本表中「新築建築物に係る1年目の固定資産税の評価額」とあるのは「新築建築物に係る建築完了日の属する年度の固定資産税の評価額」と、「新築建築物に係る固定資産税（1年目）が課税される年度」とあるのは「建築完了日が属する暦年」と読み替えるものとする。

別表4（第6条関係）

事業区分	補助対象者	補助金の種類	補助金の上限額			
			建築を行う事業地の面積（補助対象部分）			
			500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上
建築	建築に要する経費を負担する者	建築	2,500万円	5,000万円	1億円	1億5,000万円
		低未利用地活用	5,000万円	1億円	2億円	3億円
		集約化促進				
		子育て支援機能	100万円			
		滞留空間機能	300万円			
		防災機能	100万円			
解体	解体に要する経費を負担する者	建築物体	800万円			
統合	統合する土地の譲渡に要する経費を負担する者	土地譲渡	700万円			

別表5（第16条関係）

添付書類	共通	(1) 市税の完納証明書
	建築	(1) 新築建築物の固定資産税の評価額が確認できる書類（納税通知書（課税明細が確認できる部分を含む。）の写し、固定資産評価証明書の写し等） (2) 新築建築物の登記事項証明書 (3) 新築建築物の検査済証の写し (4) 土地の登記事項証明書及び公図（統合による集約化の場合） (5) 工事内訳書（子育て支援機能、防災機能に該当する場合） (6) 建築に係る工事請負契約書の写し
	解体	(1) 解体完了日が確認できる書類（解体に係る工事請負契約書の写し、既存建築物の滅失登記等） (2) 解体に要した経費を証する書類（解体に係る工事請負契約書の写し、領収書の写し等）
	統合	(1) 統合した土地の登記事項証明書 (2) 譲渡に係る所得税及び住民税の課税を証する書類（確定申告書の写し、所得税の納税通知書の写し等） (3) 土地の譲渡に要した経費を証する書類（売買契約書の写し、領収書の写し等）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者（建築）住 所  
氏 名 印  
電話番号

申請者（解体）住 所  
氏 名 印  
電話番号

申請者（統合）住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定申請書

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業区分	建築						解体	統合
	建築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業予定地	佐賀市							
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別記様式第1-1） <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本（個人の場合） <input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第1-2） <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書及び公図（事業予定地全てが確認できるもの） <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 新築建築物の図面（建築物の用途構成、面積が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの							

※該当する項目に☑を記入してください。

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の認定申請については、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり認定します。

認 定 番 号						認 定 年 月 日		
新 築 建 築 物 の 名 称								
事 業 予 定 地								
事 業 区 分	建 築						解 体	統 合
	建 築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防 災 機能		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認 定 条 件	<p>(1) 補助事業の事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更する場合を除く。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、この認定の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。</li> <li>・補助事業の認定内容又はこれに付した条件に違反したとき。</li> <li>・法令又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。</li> <li>・補助事業の認定日の翌日から起算して5年を経過する日までに、民間建築物の建築が完了しないとき。</li> </ul>							

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業着手届

年 月 日付け佐市中振第 号で補助事業の認定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり提出します。

認 定 番 号	
着 手 す る 事 業	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
着 手 予 定 日	
事 業 期 間	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 新築建築物の建築確認済証（建築の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定変更申請書

年 月 日付け佐市中振第 号で認定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 補助事業の変更の内容が分かる書類として市長が必要と認めるもの

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第5号（第11条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の認定内容については、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

認 定 番 号	
認 定 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 後 の 認 定 条 件	・ 補助事業の事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更する場合を除く。）
変 更 の 理 由	

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定承継申請書

年 月 日付けで認定を受けた補助事業について、認定者の地位を承継したいので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号								
新 築 建 築 物 の 名 称								
事 業 予 定 地								
事 業 区 分	建 築						解体	統合
	建築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認 定 者								
承 継 者								
承 継 年 月 日								
承 継 理 由								
添付書類	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本（個人の場合） <input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第1-2） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの							

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第7号（第13条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業に係る認定者の地位の承継申請については、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり承認します。

認 定 番 号								
新 築 建 築 物 の 名 称								
事 業 予 定 地								
事 業 区 分	建 築						解 体	統 合
	建 築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能		
	<input type="checkbox"/>							
認 定 者								
承 継 者								
承 継 年 月 日								

様式第8号（第14条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定取消通知書

年 月 日付け佐市中振第 号で認定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

認定番号								
新築建築物 の名称								
事業予定地								
事業区分	建築						解体	統合
	建築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能		
	<input type="checkbox"/>							
取消しの理由								

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業完了届

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の認定を受けた補助事業について、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり提出します。

認 定 番 号	
完 了 し た 事 業	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
事 業 完 了 日	
事 業 期 間	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業報告書（別記様式第2-1）（建築の場合） <input type="checkbox"/> 新築建築物の図面（建築の場合） <input type="checkbox"/> 完成写真（建築又は解体の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号  
〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付申請書

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号		補 助 年 度	年 度						
事 業 区 分	建 築							解 体	統 合
	建 築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
交 付 申 請 金 額	円		交 付 方 法		<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払				
添 付 書 類	共 通	<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書							
	建 築	<input type="checkbox"/> 新築建築物の固定資産税の評価額が確認できる書類（納税通知書（課税明細が確認できる部分を含む。）の写し、固定資産評価証明書の写し等） <input type="checkbox"/> 新築建築物の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 新築建築物の検査済証の写し <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書及び公図（統合による集約化の場合） <input type="checkbox"/> 工事内訳書（子育て支援機能、防災機能に該当する場合） <input type="checkbox"/> 建築に係る工事請負契約書の写し							
	解 体	<input type="checkbox"/> 解体完了日が確認できる書類（解体に係る工事請負契約書の写し、既存建築物の滅失登記等） <input type="checkbox"/> 解体に要した経費を証する書類（解体に係る工事請負契約書の写し、領収書の写し等）							
	統 合	<input type="checkbox"/> 統合した土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 譲渡に係る所得税及び住民税の課税を証する書類（確定申告書の写し、所得税の納税通知書の写し等） <input type="checkbox"/> 土地の譲渡に要した経費を証する書類（売買契約書の写し、領収書の写し等）							

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第11号（第17条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を決定及び確定したので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

認定番号		補助年度	年度					
事業区分	建築						解体	統合
	建築	低未利用 地活用	集約化 促進	子育て 支援機能	滞留空間 機能	防災 機能		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助金の交付決定額	円		交付方法			<input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払		
補助金の交付確定額	円							
交付の条件	<p>次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 法令又は規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。</p> <p>(4) 民間建築物の建築が完了した日から起算して5年を経過する日までに、当該建築物を滅失させたとき。</p>							

【参考】 交付決定予定

	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度
建築	円	円	円	円	円
解体	円				
統合	円				

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付請求書

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり請求します。

認定番号		補助年度	年度
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第13号（第20条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け佐市中振第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

認定番号		補助年度	年度
交付決定金額			円
取消金額			円
取消事由			

様式第14号（第21条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金返還命令書

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第21条の規定により、次のとおり返還を命じます。

認定番号		補助年度	年度
返還金額			円
返還期限		令和 年 月 日	日まで
返還理由			
返還方法			
補助金の交付決定金額			円
補助金の既交付金額			円
補助金の交付確定金額			円